

第1予算審査特別委員会（第5日目）

H22. 3. 18(木) 10:00～

第二委員会室

開 会 9 : 5 9

委員動静報告

委 員 長

全員出席。傍聴者を許可する。これより本日の会議を開く。

歳入

委 員 長

歳入の説明を求める。総務部長。

高橋部長

（歳入について説明する。）

委 員 長

説明が終わった。これより歳入、関連議案第22号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

窪之内

① P21、保育料について、新年度で超過負担の動向を見て保育料の見直しに着手するということだが、見直しを行う上での基本的な考えについて伺う。値下げの方向で検討するのは間違いないと思うが、保護者負担を軽減すること例えば階層の細分化ということで、以前は13か14階層まで細分化していたが、そういったことの復活も含めていろいろな視点で負担軽減策を探っていかなければならないが、基本的な視点をどこに置いて見直しをするのか伺う。

② P31、社会資本整備総合交付金がこういう形に変わったことはわかるが、今後の行方も含めて交付基準はどうなっていくのか。新年度はこういう形だが、さらにこの交付金そのものの見直しが行われるという方向も示されているのか伺う。

③ P41、17 款の財産収入にかかわって、宗教施設への土地の無償提供が砂川市において裁判で判決が出されているが、そのときの最初の報道では出ていなかったが滝川市で1カ所あるということだったので確認したい。また、そうした判決を受けて新年度に向けてどういった検討をしたのか伺う。

④ P47、基金繰入金について、財政調整の3基金からの繰入りを昭和56年以降、初めてなしで予算編成したわけだが、一定の基金を繰り入れてでも経済活性化に向けた事業の展開という選択もあったのかと思うが、財政健全化との関係でゼロに押さえることに重きを置いたのか、その辺のバランス的な考えをどのような方向で持って繰入りをゼロとしたのか伺う。

⑤ P51、雑入の7節のその他収入について、雑入は説明欄で4つ出ているが、その合計の数倍に当たるその他収入がある。金額が余りにも大きいので、主なものについて伺う。

吉井課長

② 社会資本整備総合交付金の関係については、なかなか情報が入ってきていない。きのうかきょうあたりに北海道のほうに運用の骨子が届くという情報がある。国のほうとしては、その後国会で22年度の予算案が正式に議決になった後、各都道府県に少し詳細な要綱が配られるという状況になっている。今わかっていることでは、この社会資本整備総合交付金を利用するに当たっては、取りまとめをした計画書を出して、その中でいろいろな交付金を一括して申請するので、今まではそれぞれの交付金で完結していたが、3つ、4つの交付金をひっくるめた中でのお金のやりくりが当該市の自由裁量になるということで、どういう申請、実績報告で、どうなるのかというところが見えていないのが現状である。予算組みが進むことは間違いないのでこういう形で予算要求をさせていただくことで提案させていただいている。

④ 基金繰入金については、余裕ができたから繰り入れをしなかったという考

え方ではない。今後の市の財政収支の見通し等を含めて、学校の関係、ごみの関係など、間違いなく財政負担が考えられることが幾つもある。地方交付税の状況が22年度は6.8%増だが、国の財政状況を見ると、23年度以降は国の財源不足ということが非常に言われており、22年度並みの交付税が確保されるのか非常に不安感を持っている。そういった総合的な判断の中で、今回基金の繰り入れをやめて、積み立てというかそういうものに備えていこうという判断をさせていただいたのが実際のところである。

佐々木課長

① 今後の保育料の見直しの視点については、これからの検討になるが、階層区分の見直しや全階層の一律的な見直し、あるいは多子世帯の軽減など、その3つの視点を中心に検討されることだと考えている。

高橋部次長

③ 滝川市での1カ所というのは、泉町にある豊滝神社である。ここについては、今後有償化に向けて顧問弁護士とも協議をしているところである。

景由主査

⑤ 雑入のその他収入の主なものとしては、職員駐車場の貸し付け収入が340万円ほど、中空知広域水道企業団から退職手当負担金分の負担金として1,090万円ほど、介護特会が開始する前に一般会計で起債を借りた介護施設の起債償還の分を介護特会からもらっているのが2,090万円ほど入っている。農政の関係で土地改良区からパワーアップの交付金やエルムダムの負担金等が2,000万円ほどある。金額の大きなものとしてはそれくらいである。

窪之内

保育料の見直しについては3つの視点ということで、納得できる方向での見直しを進めていただきたい。

① 社会資本整備総合交付金はまだ詳細がわからないということだが、自治体としてはプラスの方向になるという確信があるのか、それも含めてわからないということなのか。改めて見通しというか使い勝手がよくなるのか、今までと全体としてどうなのかについて伺う。

② 宗教施設の豊滝神社がどこにあるのかわからないが、いつから無償提供を続けていて、土地の無償提供だと思うが当初どのような約束が交わされていたのか伺う。あれだけ大きな報道があったので、神社側としてもどうにかしなければならないという思いがあったのではないのか。判決が出てから何カ月間か経っているが、新年度に向けて全く話し合いはされていないのか。違法という判決が出たことを改善しないで新年度を迎えるのは、よくないのではないのかと思うので考えを伺う。

吉井課長

① 社会資本整備総合交付金は今情報収集に努めているが、地方の公共事業にとって自由に使える財源ということは、国の政策の触れ込みで報道もされているのでそのように認識している。これが走ることは間違いないので、いろいろな手だてを使って情報収集をきちんとして、この交付金の確保に全力を挙げて努めていきたい。

西井副主幹

② 豊滝神社は、人石が昭和13年に滝川市に来たとき、昭和15年に人石が今の泉町の旧泉保育所裏と北電の間の泉町公園の横に建てた神社である。その後人石が滝川化学に変わり、昭和27年に倒産して昭和30年に滝川化学が持っていた土地と建物を滝川市が負債分を減額して買い取っている。所有者については、現状は地域住民が管理しており、豊滝神社祭祀実行委員会という4人の地先の方が中心になって管理して夏祭りや正月のどんど焼きなどを行っているが、その方は氏子でもないし神社としての宮司もいない。今後は、最高裁大法廷で違憲判決が出たので、その判決と諸法例をかんがみながら有償の契約を町内会なのかその辺もはっきりしないが結びたいと考えている。新年度に向けて1回

	実行委員会の方とはお話ししている。その中では、憲法及び関係諸法例に基づいて適正な対応を取りたいと思っている。
窪之内	豊滝神社については、そういう判決が出た以上は新年度にずれ込むのは極めてまずいと思う。年度内に話を進めて解決をする可能性はないのか。もしないならそれはどういう理由からか。同じような神社の施設を有償で貸し付けしてきているところもあると思うが、その基準でいうとどのくらいの有償額と積算されるのか伺う。
西井副主幹	なぜ早急に対応できないかという、清算した滝川化学と当時の滝川町で契約を結んでいるが、政教分離の問題もあり過去の状況がよく把握できなかったことがある。また、神社そのものが地方税法上非課税の建物で所有者がはっきりしないこと、建物登記簿にも登記者がいなくて所有権がどこにあるのかがまだ判然としておらず調査中である。貸付料の関係だが、相手方によって基準が違うが、固定資産税の評価額の1.8%を使って計算すると、使っている使用面積から計算して約3万円ちょっととなる。これはあくまでもそういう予想の中での数字である。
委員長 西井副主幹 窪之内	土地の坪数は幾らか。 現状で豊滝神社分については、966.8平米である。 所有権がどこにあるのかははっきりしていないにもかかわらず、住民が管理して使っているのであれば、所有者でもないのに一体どういう権利でそこを使っているのかという問題も出てくる。遅くとも新年度中には解決する方向でちゃんとやることについて副市長の考えを伺う。
副市長	新年度中にはっきりさせたいと思っている。経過を含めて所有権不存在といったことだったが、だれと契約を結べばいいのか相手先をはっきりさせなければいけないという問題と、その面積で賃借料を出すのかどうかも含めてさまざまな検討を含めて相手と話し合いながら、判決で出たことを遵守しつつ、経過については総務文教常任委員会に報告させていただく。
委員長 清水	他に質疑はあるか。 ① P42、今の窪之内委員への答弁で土地の貸付料については、固定資産税評価額の1.8%が基準とのことだった。滝川市にはたくさんの賃貸箇所があり、公有財産表でも示されているので説明は結構だが、この固定資産税評価額の1.8%というのが現況、周辺の賃貸価格と比較してどうなのかという検討をどのようにしているのか伺う。 ② 新政権になって特に民主党のマニフェストにあったもので歳入に反映しているもの、これまで事業仕分けの中で一時保育など子供関係で700万円の減、教育費で理科のチームティーチングで252万円の減となっているが、そのほかに歳入で反映されているものがあれば説明願う。 ③ 地方交付税そのものは全国で1兆1,000億円の増だが、実質滝川市でどうなのかということ考えた場合、借金返済で措置される交付税などを引いたり、今回の子ども手当で措置される分を引いたりしないと実質ふえたかどうかを判断できないと思う。そういう点で実質昨年より自由に使えるお金としてどの程度ふえているのか伺う。 ④ 子ども手当について、例えば被用者分、滝川市が雇っている職員の分については、道が10分の1、国が10分の8、滝川市が10分の1ということでそれ以外の方々については3分の1ずつということで、この交付税相当額が幾らになるのか伺う。また、子ども手当の導入で交付税が入ってくる分はカウントし

	ないので、要するに滝川市の一般財源で対応するしかないという分が被用者分の10分の1において発生していると思うが、これが幾らか伺う。
	⑤ P44、寄附金について、2億4,000万円の生活保護費不正支出事件の寄附金の現状が5,246万848円と書かれている。22年度は467万円を積み立てるということが歳出で記載されている。同額が寄附される見込みと見ていると思うが、予算書ではそういうふうには読み取れないので、どの程度の寄附を見込まれているのか伺う。20年度、21年度のそれぞれの経過について伺う。
吉井課長	⑥ 障害者自立支援法のP34、道費でいうと民生費補助金の中の2節、障害者自立支援事業費等補助金について伺う。住民税非課税の方については1割負担が廃止されることに伴う財源措置がどのように行われるのか伺う。
西井副主幹	② 事業仕分けの影響については、先週の総務費の段階から各部長の説明で影響はお示しさせていただいているが、歳入については高等学校の授業料無償化に伴う関連の歳入、子ども手当の関連の歳入、影響として認識しているのはこの程度である。
	① 公有財産の貸付額について、公有財産の貸し付け、土地の貸し付けに関してはそれぞれ個人、団体、国、道は5%、滝川市農協や中空知農業共済組合に関しては3.1%、今連合になっているかと思うが滝川地区労働組合協議会は2%、滝川振興公社、滝川農業開発公社は1.8%という内規がある。前段の宗教法人1.8%というのは、この1.8%を準用している。なぜ一定の率でないのかということについては、財務規則第209条第3項において、市長は財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づいて減額で普通財産を貸し付けることができるという規定があり、この率は一定の率を使っていない。その団体の公益性等いろいろ加味して内規をつくっている。
景由主査	④ 子ども手当は扶助費については100%来ることと、事務費については扶助費の一定割合ということで算入されている。交付税の関係で、公務員分ということであれば今の児童手当と同様なら交付税措置されると考えている。子ども手当になって所得制限を設けないことになり、それによって今までの児童手当で市費負担がなかった分については、地方特例交付金のほうで措置されることで制度設計されているようなので、基本的に市費負担がふえる分はないと考えている。
伊藤課長	⑤ 再生基金の関係だが、20年度の状況については2,800万円余りを既に積み立てをしている。21年度の状況については、4日の議会で補正予算の議決をいただいたところだが、2,400万円余りの積み立てについて議決をいただいた。あわせて現状5,200万円余りが確保されている状況で、22年度予算において460万円余り見込み計上させていただいているが、これは見込める額ということで計上している。これらをトータルすると400万円くらいが残っているが、これについては23年度中に確保する考えである。
堀之内主査	③ 地方交付税の臨時財政対策債を除いた分で予算として増額分として見ているのは1億8,000万円程度である。
堀主査	⑥ 自立支援給付に関する介護給付費の関係だが、4月からの利用者負担については非課税世帯は無料となる。この関係で国が2分の1、道が4分の1、全体で4分の3を負担し、滝川市は4分の1が自己負担ということで22年度の予算では前年度対比4,397万7,000円の増と見ており、その分の市の4分の1負担を見込んでいるところである。
清水	① 子ども手当の関係では、手当支出にかかる財源では滝川市の増はなく、国

	が全部責任を持つことはわかったが、これに伴う増税分として、例えば中学生以下の扶養控除の廃止、あるいは16歳から19歳の年少者控除の減額など、増税の影響が23年度とも言われているが、22年度に出ているようであれば何う。 ② 障害者自立支援法で4,397万円分は地方交付税で措置されるのか何う。 ③ 寄附金の関係で、団体から寄附されているのがどの程度あるのか。企業も含めて法人、法人格を持っていなくても団体と思われるところからの寄附が総体のどのくらいかについて何う。
加藤課長	① 控除の減額に関しては、所得税が23年分から、住民税は24年分からとなっている。
堀主査	② 先ほど言った前年度対比4,397万7,000円の増はあくまで歳出関連で、国の負担金2分の1、道の負担金4分の1、市の負担金4分の1ということで、国、道、市で負担するということでの金額である。4,397万7,000円の中には地方交付税は入っていないので了承願う。
伊藤課長	③ 全体にかかる割合は集計していない。昨年8月段階の数字で申しわけないが、この段階では約21%が団体からの寄附金である。
清水	障害者自立支援法が始まる前もこの市の負担分は交付税措置がされていなかったのか、それとも今回交付税措置されなくなったのか何う。
堀主査	介護給付費の関係については、あくまで地方交付税措置もされているので、先ほど説明したのは国庫補助、道補助の関係だが、それ以外にも施設入所支援、介護給付費等、地方交付税措置されている。総体予算6億円のうち1億円ほど交付税措置される予定である。
委員長	他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし） 以上で歳入及び関連議案第22号の質疑を終結する。 本日まで5日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保は、 ① 国際交流・国際協力推進基金造成補助金及び国際交流推進基金造成寄附金について ② 国際交流協会の出捐金について ③ 図書館の移転について の3件と確認してよいか。（よし）確認した。 それではここで休憩する。再開は午後1時とする。 休 憩 11:07 再 開 13:00
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。
委員長	総括質疑
委員長	これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知願う。清水委員。
清水	① 今回の2つの補助金、寄附金については何の資料も提出されず、議会では初めての調査、審議の場となっている。寄附金の解釈からいえば、慎重かつ十分な審議が必要であるにもかかわらず、それに十分準備の伴わない予算提出の仕方ではないかと思うがいかがか。 ② 国際交流協会は、2,000万円の出捐金、出資金の使い方をまず検討する時間的余裕があることが答弁で明らかになっている。よって今回の新たな補助ではなく、まずは2,000万円の出捐金を検討することで市長部局の目的は達成できるのではないかと考えるがいかがか。
市長	① 極めて端的な質問だが、経緯を含めて答弁申し上げる。短大への寄附金の

件については、数年の経緯を申し上げると設立当初から学年定員は300人ということだったが、短大に冬の時代がやってきた。平成12年には180人台に落ち、平成13年には160人台に落ちるという状況にあって、このままでは極めて厳しい状況になるのではないかとということで、短大の再活性化を図らなければならないという組織が短大と市民とによって設立され、活性化の方向が議論され始めた。この時期に大学の法人本部としても短大のあり方について、日本の名立たるシンクタンクに依頼して調査されたと聞いている。その結果が法人本部に報告されたが、極めて厳しい調査結果報告だったと聞いている。このときに本当に滝川の短大に再活性化の可能性がないのかと意見を申し上げた方がおられる。それが当時滝川の短大設立に何もかわっていなかった現学長の蛭原理事である。蛭原理事が私の目を見てこの報告書に対する意見を述べさせてほしいということで、当時の宇梶理事長の命を受けてお忍びで調査に見えられた。その結果、理事会に対して滝川の短大はやり様によってはまだ可能性があるということで、宇梶理事長は蛭原理事を学長として再活性化の道を歩んでいこうではないかという決断を下して蛭原常務理事が誕生したわけである。市民と短大でつくった活性化委員会は14年に活性化計画をまとめた。その活性化計画によって國學院短期大学の協力会が看板を設置して寄附する、あるいは就職が極めて厳しい状況にあって短大の学生の就職斡旋を含めて協力しようではないかということで協力会が歩み始めた。市は皆さん方に議論いただき、この活性化計画を実現していくために2億円の寄附を1億円ずつ決定していただき、短大の活性化、可能性を探るための応援をしようということを最も大きな目的に2億円の議論をいただき寄附をいただいた。その結果、どういう成果が上がったかについては、今報告する必要がないほど一生懸命に頑張っていたのではないかと思います。短大は、14年につくった活性化基本計画、実質的には15年からの4カ年の第1期計画で18年でこれが終わった。19年から22年の第2期の活性化基本計画に基づく実行プランを策定してこれまで活性化のために大変な尽力をいただいていたわけである。第3期の計画をつくる予定もされているが、23年からの計画だということで伺っている。私はぜひこの第3期計画を22年度中に議論いただき、23年からの第3期計画が改めてこの活性化基本計画を達成するための効率的な計画になっていくことに大変大きな期待をしているところである。これが今までの経緯である。今回の寄附金は、短大と市民を含めてつくった活性化基本計画を現段階において支援していく目的をもって寄附をさせていただきたいというものである。寄附なので用途は明確ではない。しかし、かつて滝川市が皆さん方に議論いただいて1億円、1億円で2億円を寄附させていただいたのは、極めて短大が厳しい中にあって、活性化基本計画をしっかり実行していこうという法人本部と短大の強い意志があって、市民も参画してつくった計画を実行するための支援という大きな寄附の目的の中で皆さん方に決定いただいた。私は第2期の計画の仕上げの年に当たり、第3期に目指すものを明確に議論いただくための活性化、学生募集に裨益する、いい効果をもたらすことを議論していただき実行していただくために、ぜひ寄附を受けていただき、現状も厳しいことから、永続的に、安定的に高等学校教育が滝川で行われて人材を輩出していくということを大きな目的として寄附をさせていただきたいと思っている。したがって、これについて、あれがいいこれはだめだというたがをはめるべきではない。学生が来ないことには話にならない。それを効果的に進めるためにはどうしたらいいかというのが目的である。しかし、

それでは余りにも拡散し過ぎる。第3期目の計画なので、1期目、2期目のそれぞれで活性化基本計画に書かれていることを着実に実行してきた。短大としてもこれから国際的な人材を育てることが短大の大きな方向性であるという話もある。また、法人本部自体が大きな3つ柱の一つとして地域性と国際性ということについて力を入れていくという表明もしている。それならばやはり短大ではないのかということで、議会の議論をいただきながらそういうことが進んでいくのであれば、寄附をさせていただいて改めて活性化ということに幾ばくかの支援をしたいということを理解いただきたい。

② 国際交流協会に対する基金造成補助金についてだが、基本財産は国際交流協会の定款によってその額が定められている。当時、この金額は北海道知事によって認可された条件でもある。定款は知事認可であるためである。条件として基本財産も必要だということで認可された団体である。この基本財産、滝川市が出捐したものが全額だが、この一部または全部を取り崩して費消していくには、理事会の議を経て知事の認可を受けていく必要があるが、そのような選択にはならないと思う。その理由は、公益事業を継続的、安定的に進めて社会的役割を果たしていくためにこの基本財産が必要であることを理事会が決め、知事が認可したという経過があるためである。私としてもそのとおりだと思う。市に返還を求める権限はないが、万が一理事会がこの基本財産は必要がないと決定し、それを前提として定款を知事が認めることになれば、市に返還をしていただくようにこの組織には要請することになければならないと思うが、そのような話にはならないと思っている。補助金なので、当然補助条件や申請行為、申請内容を審査して交付の決定をするが、それがどういうふうに使われるのかは報告を受けさせていただかなければならないという基本的な手続きは踏むことになる。補助の趣旨は大きくは2つある。1つは国際協力、国際交流である。実はこの組織ができあがったときには国際交流が主眼だったが、それ以降、国際協力、国際理解ということについて幅を広め、さまざまな活動が国際交流協会によって行われてきた。22年度で20周年を迎えるという節目の年に当たる。国際協力、国際交流、国際理解という3つの柱の事業効果を高めるために戦略的にチャレンジして事業展開をしていただくことを滝川開村120年を契機として滝川市の国際性を高めていっていただくということに高い効果をもたらす事業を展開していただきたい。それが1つ目の条件である。2つ目は、滝川の国際化にかかわる事業展開の重要な出発点は何だったのかということ、昭和57年4月の國學院女子短期大学の設立である。これを契機として英語科をぜひつくってほしいということで、それは国際的な人材を育てるために英語科が必要だということを訴えて了承いただいたが、その後滝川開基100年記念事業としてジュニア大使の派遣、国際交流協会の設立、その後友好親善都市盟約等、一連の国際化事業につながっていったわけである。したがって、もう一つの国際化のための現在の國學院大學北海道短期大学部であると思う。この短期大学との連携を一層推進して滝川市から国際性豊かな人材育成を進めていくために効果的な事業に資する事業が望ましいと思っている。こういう2つの条件を基本としてこの詳細をさらに詰めていく必要があると思っている。3つ目は、こういった議論、決定、実行といったものを市民力で進めていく、しかも迅速に、スピード感を持って進めていく必要があるのではないかとということで、予算の単年度主義を超えて安定的な財源の確保が必要ではないかと判断したものである。この考え方は今回が初めてではなく、街なかの活性化基金について安定的な財

源として提供して街なかで頑張っていたで、あるいは今予算で提案させていただいている市民税1%事業など、市民力を生かしたまちづくりの方針の一環としても提案させていただいている。4点目として、国際交流協会は、これまでの実績、これからの可能性、滝川市の国際化を進めていく方向性からいって、これらの目的を達成するために最も適切な組織として予算計上させていただいて提案申し上げたことを理解いただきたい。

清 水

國學院大學の経過について話されたが、特徴的だったのが平成23年から始まる第3期の活性化計画を達成するために寄附をするということ、また、寄附金の目的として現段階でも経営への支援といったことが述べられた。これまでの説明では経営への支援は全くなかった。ここに至って経営への支援ということで、そのやり方としてはこれまでは計画が先に立てられて滝川市がそれに寄附をするということだったが、今度は計画を立てる前に寄附をするのでこの5,000万円を生かすような計画を立ててくださいというところが違うと思う。いずれにしても経営支援であるという特徴が色濃く出されて国際化という目的については、地域性と国際性に力を入れていくということだった。国際交流という国際化の道ということで地域性などというのは全くなかった。予算を提案する理由そのものが漠然としていることが明確となった。いろいろ説明されても結局は言葉だけである。議会が寄附をする場合は、地方自治法では客観的に公益上必要であると認められなければならない、当該団体としては寄附、または補助を行うに当たっては、慎重に必要性及び効果等について検討を要するということで、市長の今の説明だけで1枚の計画書もなしに議会がこういう検討をできるとは全く考えられない。その点について、議会に1枚の資料もなく言葉だけの説明でいいのか。日本の行政と議会との関係でそれが本当に一般的に成り立つ関係なのか。議会はそんな言葉の奥まで読み取って将来にわたる責任を負うことができるとは思っていないので、その点について伺う。

市 長

学生がああ大学に行って学んでみたいという大学になっていただかなければならないし、そのために短大も国際性ということを書いており、活性化基本計画には国際化豊かな人材を育てることも書いてあって、余りこの部分についてはほかの施策よりも力を入れてこなかったと思っている。それは今年度における教員の増強等によりこれを手掛けていくという布石も行われていると思っている。活性化させて学生が入ってきてくださるような短大になっていただくために、活性化基本計画を実現するために寄附をしたいと提案申し上げている。こういうことが仮に文書になれば、提案させていただいている提案説明をもって審議いただきたいと思っており、滝川市としては國學院大學北海道短期大学部は我が街の大学なので連携の中にしっかりとした事業が行われることを期待して臨みたい。

清 水

① 国際交流協会については、この出捐金の扱いについて質疑しているが、市長は理事会、総会が決定して新しい計画について知事が認可をすることについてどのように答弁したかという、そんな話にはまずならないと言われた。国際交流協会が考えることを、市長がそんな話にはならないと言う根拠は何か。そもそもこの問題について、国際交流協会からは要望もない。要望もないのに2,000万円が来てどうやって使うのかという話である。協会の構成員は私たちにとって身近な市民の方である。滝川市の財政が苦しい中で、そのお金をどう使うかということをおもひながら心配している。2,000万円で年間にたった五、六万円しか来ない寄附金、100年でやっと五、六百万円にしかない。これで

本当に我々が市から預かっている2,000万円の効果が出せるのか。私が協会の方たちであれば今ある2,000万円を生かして使う道を考えていただき、もし寄附しても場合によっては返してくれるのではないかと考えているが、市長はそんな話にはならないと言う。市長の思い込みからこの補助がされようとしていることを厳しく指摘しなければならない。そもそも要望もなく、国際交流協会の中での議論もない中で一方的にやるやり方は、税金の使い方としてふさわしくない。もしやるのであれば、出捐金がどうにかならないのか投げかけて、どんな必要性があるのかを考えてそれに応じて議会に資料を出して補助金を検討するのが筋ではないかと思うがいかがか。

② 國學院大學については、市長は経営支援という言葉も使っていないし、そのつもりもないと言われた。市長が説明された経過は、生徒数が減ったときに再活性化できないのかということで蛭原学長が提案して今に至っている。入学者数が減少したときに再活性化するということは、まさに経営を建て直すということと言われたわけである。ところがこの再活性化が経営の建て直しではないということであれば一体何なのか。経営には効果がなくてもいい、ただにぎやかになればいいというのとは違うのではないか。活性化というのは、入学者数がふえることとイコールではないのか。つまり、それは経営支援ではないのか伺う。

市 長

① 国際交流協会の件については、先ほどその質問にはお答えしたと思う。そんな選択にはならないと思うということで、その理由も明らかにしている。公益事業を継続的、安定的に進めて社会的役割を果たしていくためにこの基本財産が必要だという議論がなされて、その必要性というものも北海道が認めて定款を認めたわけである。こういう基本のことに立ち返るならば、滝川市としてもそのような選択にはならないのではないかと思う。このことは確か25年11月30日に現在の公益法人はいわゆる見なし法人なので新しい法律に基づいて公益法人になるか一般法人となるか、私はすべての公益法人は公益法人になってほしいと願っているが、そういう議論が行われると思う。そのときにあるいは基本財産のあり方ということも議論されるかもしれないしされないかもしれない。そういうタイミングはやはり新法に移行する段階で議論がなされると思うが、現段階において基本財産を返してくれという権限もないし、相談をさせていただく考えも持っていない。基本の考え方は先ほど申し上げたとおりである。

② 短大の関係は、AだからBである、BだからCであるという3段論法で言われると、ある意味では経済支援と言ったのではないか、赤字補てんの支援かということになってくる。私はそうではなくて、学生が入らないことには大学の永続的な運営は難しくなるので、滝川に魅力的な大学をつくっていただく、さらにその手を打っていただくことによって学生が入ってくる。それは単に国内だけの話ではなくて、外国に送り出す、あるいは外国の留学生がここに来ていただくことも含めて短大が活性化していくということが3段論法的に言えば経営に対する支援につながるのではないかということであれば、私はイエスと申し上げたい。しかし、経営支援ではないかということについて、何の前提条件もなしにイエスと言えば、単なる赤字支援ではないかというふうに言われても困る。そこで先ほど言ったように、魅力ある大学、経営活性化の計画、市民を含めてつくった計画の実行をしていただくための寄附をさせていただくことが短大の活性化、学生に求められる大学をつくることにつながるのではないかと

委員長
本間

思う。

次に図書館の移転について、本間委員。

図書館の市役所内移転についての予算が幾つか計上されているので、それに基づいて質疑を行う。基本的に教育費の予算に関して市長に答弁を求めるのはいかがなものかという考え方もあるかと思うが、今回の図書館の移転については、議論の成り立ちが中心市街地活性化も大きくその要素に入っていた関係からぜひ答弁いただきたい。

前中心市街地活性化基本計画で3・3地区をやり直すという中で、当時図書館の移転が中に入っていた。その後なかなかうまくいかなかったこともあって基本計画を見直してはどうかという論議をしていく中でも、基本的にスマイル地区、3・3地区、第一パーキングという何とかしなければならないだろうという場所があり、論議の中で重要な一つの要素として図書館が想定されていた。どうしたらいいのか論議を進めていたときに、あるとき市役所内移転という話が急に提案されて戸惑ったのを覚えている。市職員も含めた論議の中では、その時点から活発な論議が進まなくなったという印象を受けている。他の可能性のある場所について考えを深めていくことができなくなったと感じている。市長の提案だったと認識しているが、当然市長が提案することをだめだと言うつもりもないし、市長が政策的に考えて提案されることは大変いいことだと思う。今回、その後もいろいろ論議を進めてきたり、調査もしたり、いろいろな人の意見を聞いたりして進んできたが、いよいよ予算が計上されてこれを可決することによって市役所内移転がスタートする。この際、可決する可能性があると思うので、いい図書館をつくるためには、当初の市長の考えを聞かせていただき、みんなで共有することでいいものにしたいという意味合いからもよろしく答弁願う。

市長

これまでも本会議等において図書館の移転については議論が行われたと思う。いつの時期に申し上げたかわからないが、今の図書館では課題があるということで移転をする必要があるのではないかという提案をした。それからさほど遠くない時期だと思うが、第1案として市役所の活用も検討してほしいと、当初からの移転検討と第1案として市役所の活用も検討してほしいという提言を教育委員会に行っている。これが同じ日だったのかどうかは記憶にないが、1年後とか2年後とかという話ではない。教育委員会としては内部組織を設立したり、市民アンケートを実施したり、ワークショップを実施したり、社会教育審議会への諮問を経て21年11月に滝川市立図書館街なか移転実施計画書をまとめて市長に説明があった。移転対象施設として街なかの5施設を対象として8つの検討項目から検討した結果、市庁舎内移転がベストであるというふうに判断したと説明があった。市長としても教育委員会の検討結果を尊重したというのが今回予算を計上した背景と経緯である。私は教育委員会の実施計画書、それから特に移転位置については適切な検討がなされたと思っており、事業推進の時期ということを考え合わせると適切な判断だったのではないかと考えて予算提案させていただいている。したがって、第1案として市役所の活用も検討してほしいという言い方が、教育委員会や社会教育審議会の意見をどの低度束縛したのかはわからないが、5施設を前提条件なしに8つの指標で議論いただいた結果がプランとしてまとまったと受けとめている。

本間

ただいまのような答弁は流れの説明としては正しいが、聞きたいのは市役所を第1案として検討するような提案を教育委員会にしたのは、どうして市役所が

いいと思ったのかについて率直な意見をお聞かせいただきたいということなので、そのような答弁をいただきたい。

市長 滝川市の行財政がこれほど厳しくなり、職員の人件費改革にも取り組まなければならない、職員数も減らさなければならない、給料削減の協力もしていただかなくてはならないという中で人件費改革に取り組んだ。そういう中で当初計画していた職員数より相当職員数が減ってくるという実態の中で、あきスペースが出てきた。このスペースをあかしたままではなくてもう少し市民の皆さんに有効に活用していただける方法論がないかというのが私が当時思っていたことである。そのためには、滝川市役所のあきスペースの活用ということだけではなく、さまざまな施設があるということも念頭にあったが、一番念頭にあったのはどんどんあいていく市役所のスペースを市民のために有効に活用する一つの案として活用を考えてほしいという発想に立ったところである。

本 間 確かにそれは一つの必要な観点だと思う。例えば商工会議所を直さなくてはならないが、市役所内にスペースがあいているから入ってもらってはどうかなど、もっと広く物事を考えることが大事だろうと思いながら中心市街地について考えていた。提案があったということがわかって議論が停滞しているとき、当時経済産業局などもかかわっていたり、診断助言事業の専門家2人の意見を聞いたり、できれば違うところがいいのではないかと私が市長を説得してきましようといったムードのときもあった。最終的には計画書をしっかりつくってそれを社会教育審議会等でやったのはいいが、その前の段階の話である。市長が本当にここがいいと思ったというのが、あきスペースがあったからということになると、決してそれだけではないと思いたいし、これから新しい図書館をつくるに当たってあらゆるところをプラスに働かせるという意味合いからもう少し何かないのか伺う。

市長 人間なので頭の中をいろいろなことがよぎる。私は何の前提条件もなしに第1案として市役所の活用ということも考えてほしいと申し上げた。人間なのでいろいろ考えるが、一番大きな理由は、市役所といえば市職員だけしか働かないスペースというのはまずいということもある。せっかくできたあきスペースを外国のシティホールらしいようにすることが重要なことではないのかということで一つの提案として申し上げた。このことさえ教育委員会に検討するように言ったときの理由には言っていない。あきスペースの活用を考えたいから第1案だという理由も言っていない。そういう意味では結構フリーハンドに近い形で議論がなされたのではないかと考えている。

委員長 以上をもって市長への総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。清水委員。

清水委員長 議案第1号平成22年度滝川市一般会計予算に対する修正案を提出したい。

ここで休憩する。修正案を各委員に配付願う。

休 憩 13:49

再 開 13:50

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。議案第1号に対しては、清水委員からお手元に配付した修正案が提出された。したがってこれを議案とし、提出者の説明を求める。清水委員。

清水 ただいまより議案第1号平成22年度滝川市一般会計予算の修正案を説明する。（議案第1号修正案について別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わった。修正案に対する質疑はあるか。（なし）議案第1号の修正案に対する質疑を終結する。

それでは修正案を含めた一括討論に入る。討論順序については初日に決定しているとおり、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順となるが、審査の経過から会派代表に限らず討論を行いたいと思うが異議はないか。
(なし) そのように決定する。最初に新政会、本間委員。

討論

本 間 新政会を代表し平成 22 年度一般会計歳入歳出予算及び関連議案について認定を可とする立場で、またその修正案を否とする立場で若干の意見、要望を付して討論する。

委 員 長 次に市民クラブ、水口委員。

水 口 市民クラブを代表して第 1 予算審査特別委員会に付託された平成 22 年度滝川市一般会計歳入歳出予算及びその他関連議案に対し賛成の立場で、そしてただいま提出された修正案に反対の立場で討論する。

委 員 長 次に公明党、堀副委員長。

副委員長 公明党を代表して当委員会に付託された平成 22 年度滝川市一般会計予算案及び関連議案すべてに対して賛成の立場で、また修正案に反対する立場で討論する。

委 員 長 次に日本共産党、清水委員。

清 水 日本共産党を代表して第 1 予算審査特別委員会に付託された議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計予算を否とする立場で、その他の議案を可とする立場で討論する。また、議案第 1 号に対しては、修正案提出者として修正案を可決していただきますことを各委員にお願いするものである。

委 員 長 次に窪之内委員。

窪之内 無所属女性の会・窪之内美知代です。第 1 予算審査特別委員会に付託された議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計予算及び関連議案第 16 号から第 19 号、第 22 号から第 35 号、第 39 号から第 45 号までのすべてを可とし、修正案には反対の立場で討論する。

委 員 長 以上で討論を終結する。

討論要旨については整理して 3 月 26 日までに事務局へ提出願う。

採決

委 員 長 これより採決を行う。先に反対討論のあった議案のうち

議案第 1 号 平成 22 年度滝川市一般会計予算を挙手により採決する。

まず本案に対する清水委員から提出された修正案について挙手により採決する。議案第 1 号の修正案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(1 : 7)

挙手少数である。よって議案第 1 号の修正案は否とすべきものと決した。

次に議案第 1 号の原案について挙手により採決する。

原案に賛成の方の挙手を求める。(7 : 1)

挙手多数である。よって議案第 1 号の原案は可とすべきものと決した。

次に残りの

議案第 16 号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 17 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 18 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第22号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 滝川市児童館条例等の一部を改正する条例
- 議案第25号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 滝川市勤労者福祉共済条例及び滝川市勤労者福祉共済特別会計条例を廃止する等の条例
- 議案第29号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）
- 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
- 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

の25件を一括採決する。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議はないか。（なし）

異議なしと認める。よって、本案はいずれも可とすべきものと決した。

お諮りする。委員長報告については正副委員長に一任願えるか。（よし）

そのように決定させていただく。

以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。

この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

（挨拶する。）

○田村委員長、堀副委員長退任の挨拶をする。

以上をもって第1予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 14：44

市 長

委 員 長